

1. 17 あしやフェニックス基金助成金審査アドバイザー会議会則

(名称)

第1条 この会は、1. 17 あしやフェニックス基金助成金審査アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 アドバイザー会議は、1. 17 あしやフェニックス基金（以下「基金」という。）設置の目的に沿った円滑な運営と助成を図るため、助成の決定に関し、市長に助言を行う。

(事業)

第3条 アドバイザー会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 基金に関する助言
- (2) 基金への寄附金の募集
- (3) 基金活用の啓発
- (4) その他必要な事項

(構成委員)

第4条 アドバイザー会議は、基金設立等に関わった団体の代表により構成する。

2 アドバイザー会議が特に必要と認めたときは、構成員を追加することができる。

(任期)

第5条 アドバイザーの任期は2年とし、再任は妨げない。

2 アドバイザーまたは芦屋市から特段の申し出がない限り、前項の任期については自動的に更新する。

(補則)

第6条 この会則に定めるもののほか、アドバイザー会議の運営に関し必要な事項は、アドバイザーまたは芦屋市がアドバイザー会議に諮って定める。

附 則

この会則は、平成26年6月27日から施行する。

この会則は、令和6年5月1日から施行する。